

あいずケアプランセンターおおつか 契約書

様

---

契約日 令和 年 月 日

## あいずケアプランセンターおおつか 契約書

### ★目次★

第1条	(契約の目的)
第2条	(契約期間)
第3条	(介護支援専門員)
第4条	(居宅サービス計画作成の支援)
第5条	(経過観察・再評価)
第6条	(施設入所への支援)
第7条	(居宅サービスの変更)
第8条	(給付管理)
第9条	(要介護認定等の申請に係る援助)
第10条	(サービス提供の記録)
第11条	(料金)
第12条	(契約の終了)
第13条	(秘密保持)
第14条	(賠償責任)
第15条	(身分証携行義務)
第16条	(相談・苦情対応)
第17条	(善管注意義務)
第18条	(本契約に定めのない事項)
第19条	(裁判管轄)
契約書面	

## あいずケアプランセンターおおつか 契約書

\_\_\_\_\_様（以下「利用者」といいます。）とあいずケアプランセンターおおつか（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について次の通り契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

### 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、（すなわち、次の各号に定める方法や方針）居宅介護計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者等と連絡調整その他の便宜を図ります。

- ① 事業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
- ② 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等において、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③ 事業者は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービスが特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に行います。
- ④ 事業者は、居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであることについて、利用者に説明し理解を得ます。
- ⑤ 事業者は、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防につながるようその支援を行い、その支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者および介護者（家族等）に対し理解しやすいように説明を行います。

### 第2条（契約期間）

1. 契約の有効期間は、契約の締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします
2. 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は同じ条件で自動的に更新（継続）されるものとし、以後も同様とします。

### 第3条（介護支援専門員）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

#### 第4条（居宅サービス計画作成の支援）

事業者は、次の各号に定める方法や方針で介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者および介護者（家族等）に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその介護者（家族等）に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を考慮して、提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者による専門的な見地からの意見を求めます。
- ⑤ 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者およびその介護者（家族等）に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑥ 利用者が訪問看護、訪問リハビリテーション等の医療サービスを希望している場合やその他必要がある場合には、利用者の同意を得て、主治の医師または歯科医師の意見を求めます。
- ⑦ 居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を位置付ける場合には、主治の医師または歯科医師の指示がある場合に限って、これを行います。また、医療サービスを位置付ける場合であっても、主治の医師または歯科医師の医学的観点からの留意事項が示されているときには、その留意点を尊重してこれを行います。
- ⑧ 利用者が提示する介護保険被保険者証に認定審査会の意見等の記載がある場合には、利用者にもその趣旨を説明し、その理解を得た上で、その内容に沿った居宅サービス計画を作成します。
- ⑨ 利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護保険の給付対象となるサービス以外の保険医療サービスまたは福祉サービス、その地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用をも含めて居宅サービス計画上に位置付けるように努めます。
- ⑩ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

#### 第5条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者およびその介護者（家族等）と毎月連絡を取り、居宅サービス計画の実施状況等の経過の把握に努め、利用者についての解決すべき課題の把握を行います。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業所との連絡調整を行います。

- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

#### 第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合や、介護保険施設等への入院または入所を希望した場合には、利用者に介護保険施設等の情報提供その他の支援を行います。

#### 第7条（居宅サービス計画「ケアプラン」の変更）

1. 利用者が居宅サービスの変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。
2. 前項において、事業者と利用者双方の合意が成立しない場合には、利用者は、事業者に対して本契約の解除を求めることができます。

#### 第8条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、利用者の住所地を管轄する国民健康保険団体連合会に提出します。

#### 第9条（要介護認定等の申請に係る援助）

1. 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう援助します。
2. 事業者は、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている認定の有効期間の満了の1ヶ月前には行われるよう援助します。
3. 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

#### 第10条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
2. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
3. 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
4. 第12条第1項から第3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

## 第11条（料金）

1. 介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたりの居宅介護支援料は、【重要事項説明書】に記載する通りです。  
ただし、法定代理受領により事業者の居宅介護支援サービスに対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。
2. 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納などにより、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦上記の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日利用者の住所地を管轄する市区町村の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。
3. 事業者が通常の事業実施地域外の地域を訪問して、居宅介護支援を行った場合には、第1項の利用料金の他に交通費を支払っていただく場合があります。その場合には、あらかじめ利用者または介護者（家族等）に対して、その費用等について説明を行い、利用者等の同意を得ることとします。

## 第12条（契約の終了）

1. 利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
3. 事業者は、利用者またはその介護者（家族等）が、事業者や介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどの以下に掲げるような背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
  - ① 居宅介護支援の実施に際し、利用者またはその家族が、その心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
  - ② 利用者またはその家族が、故意または重大な過失により事業者もしくは介護支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が介護保険施設へ入所した場合。
  - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
  - ③ 利用者が死亡した場合。

### 第13条（秘密保持）

1. 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその介護者（家族等）に関する秘密および個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中および契約終了後、第三者に漏らしません。
2. 事業者は、介護支援専門員その他の従業員であった者が、正当な理由なく、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその介護者（家族等）の秘密あるいは個人情報を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
3. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。
4. 事業者は、利用者の介護者（家族等）から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、その介護者（家族等）の個人情報を用いません。

### 第14条（賠償責任）

1. 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・財産・信用等を傷つけた場合には、その損害を賠償します。第13条に定める秘密保持に違反した場合も同様とします。
2. 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責に帰すべからざる事由によって生じた損害については賠償責任を負いません。とりわけ、事業者は以下の事由に該当する場合には、損害賠償を免れるかまたは減額されることがあります。
  - ① 利用者が、契約締結時にその疾患または身体状況等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
  - ② 利用者もしくは介護者（家族等）が、サービスの提供のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
  - ③ 利用者または介護者（家族等）が、事業者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。
3. 前2項の賠償額の有無や賠償額については、事業者と利用者が協議して定めることとします。また、事業者と利用者との間で協議が整わない場合には、裁判所における和解や裁判手続きで定められた相当な金額を賠償することとします。

### 第15条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者の介護者（家族等）から掲示を求められた時は、いつでも身分証を掲示します。

#### 第16条（相談・苦情対応）

1. 事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を【重要事項説明書】に記載の通り設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応します。
2. 事業者は、自らが提供した居宅介護支援について、市町村から調査を受けた場合にはそれに協力し、指導や助言を受けた場合にはそれに従います。
3. 事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた居宅サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てについて、利用者に必要な援助を行います。
4. 事業者は、居宅介護支援等に対する利用者からの苦情について、国民健康保険団体連合会から調査を受けた場合にはそれに協力し、指導や助言を受けた場合にはそれに従います。

#### 第17条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うに当たっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

#### 第18条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

#### 第19条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者および事業者が署名の上、各々1通ずつ保有するものとします。

【契約書面】

利用者および事業者は、以下の通り本契約を締結します。

(契約締結日)                      令和      年      月      日

(利用者)

私は、契約書の内容を確認の上、貴事業所の居宅介護サービスの利用を申し込みます。

<住所>

\_\_\_\_\_

<氏名>

\_\_\_\_\_

(利用者の代理人)

私は、利用者本人の契約意思を確認し、署名します。

<住所>

\_\_\_\_\_

<氏名>

\_\_\_\_\_ (続柄                      )

(事業者)

当事業者は、本契約に定める各種サービスを誠実に責任を持って提供いたします。

<住所>

\_\_\_\_\_ 宮崎市大塚町乱橋 4551-1 ユーワホームズ本社ビル 1階

<名称>

\_\_\_\_\_ あいずケアプランセンターおおつか

<代表者>

\_\_\_\_\_ 管理者      太場      正博